

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまより、平成23年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

1番、東梅康悦君、2番、小松則明君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定をお諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 承認第1号 平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について

日程第4 承認第2号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第5 承認第3号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について

日程第6 議案第31号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第1号から日程第6、議案第31号までについて、当局より提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、私の方から一括で提案を申し上げます。

承認第1号から議案第31号まで、承認3件、議案1件につきまして一括して提案理由を申し上げます。

承認第1号、平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、3月11日に発生した東日本大震災による災害に伴い予算の補正の必要が生じたことから、歳入歳出に2億3,781万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を65億9,968万8,000円とするものです。

承認第2号につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、大槌町町税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税の課税額における基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護給付金課税額をそれぞれ引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に関しても引き上げを内容として地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

承認第3号、平成23年大槌町一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、3月11日に発生した東日本大震災による災害に伴い予算の補正の必要が生じたことから、歳入歳出に20億9,100万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を75億8,100万7,000円とするものです。

議案第31号につきましては、財産の取得に関し議会の議決を求めるものでありまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものです。一般廃棄物収集に使用する当該車両については既に購入契約しておりますが、受託業者が今回の津波により行方不明となり契約を履行できないと認められることから、契約を解除し、新たに車両の製造元となる業者と随意契約するものです。

よろしく願いいたします。

○

日程第3 承認第1号 平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第1号平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それでは、平成22年度一般会計補正予算（専決第1号）についてご説明いたします。

今回の補正に関しましては、津波被害に係る経費の計上をしておりますが、そのほか

に3月補正で計上しておりました繰越明許費、これが9,860万7,000円あるんですが、その部分のうち消防団防火衣、それから給食白衣購入、これ以外の事業を減額しております。実施分と合わせてその財源にきめ細かな交付金、それから住民生活に光をそそぐ交付金を充当しておりましたが、その部分を災害給付費の方の財源に組替えております。そしてその各款、各項で予算の減額がありますが、それについてはすべてこの関係ということになっておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額5,529万7,000円は、特別地方交付税の交付決定による増額でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額211万円の減は、3月補正で計上しておりましたテレビ難視聴組合施設撤去事業に係る国庫補助金の減額であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額1億8,463万1,000円。これについては財政調整基金からの繰入金でございます。

災害給付費や災害復旧費に係る国県補助負担金の関係なんですが、これについては翌年度交付になるということでございますので、歳出充当財源とするものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額3,678万1,000円の減なんですが、繰越事業としておりました庁舎電気設備工事及びテレビ共同受信組合施設撤去事業補助金等の減額でございます。

3款民生費3項災害救助費、補正額4,662万5,000円は、津波被害に係る避難所運営費、それから埋火葬委託料及び公葬地整備工事費等でございます。

4款衛生費2項清掃費、補正額850万円の減なんですが、清掃事業所の車両更新事業費の減額でございます。

6款農林水産業費1項農業費、補正額850万円の減は、農道維持補修工事費の減額であります。

3項水産業費、補正額349万4,000円の減は、低気圧による漁業施設被害復旧支援事業補助金の減額であります。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額1,150万円の減は、学校通学路太陽光発電街路灯

整備工事費等の減額であります。

4 項都市計画費、補正額70万円の減は、ふ化場公園トイレ水洗化工事の減額であります。

5 項住宅費、補正額 1 億3,550万円は、津波被害に係る仮設住宅用地造成工事費等であります。ただし、ここには繰越事業から組みかえた臨時交付金を充当しております。

9 款消防費 1 項消防費、補正額650万円の減は、防災倉庫及び防災資機材購入事業等の減額であります。

10 款教育費 2 項小学校費、補正額408万円の減は、学校遊具修繕工事及び学校図書館図書購入費の減額であります。

3 項中学校費、補正額112万円の減は、学校図書館図書購入費の減額であります。

4 項社会教育費、補正額883万2,000円の減は、中央公民館改修工事費及び図書館図書購入費の減額であります。

5 項保健体育費、補正額730万円の減は、勤労青少年体育センター、それから弓道場及び大槌ふれあい運動公園野球場の改修工事費の減額であります。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、補正額 1 億3,700万円は、津波被害による町道がれきの処理に係る道路啓開業務委託料でございます。

14 款予備費、3 ページをお願いいたします。1 項予備費、補正額1,000万円は、災害救助費等に備えるために増額するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費、追加の部分なのですが、これに関しては津波被害に係る復旧費でございます。3 月以降継続して実施するものでございます。

第 2 表繰越明許費、追加。

8 款土木費 5 項住宅費、仮設住宅用地造成事業、金額 1 億3,000万円。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、道路啓開事業、1 億3,700万円でございます。

5 ページをお願いいたします。

変更に関してなのですが、3 月補正で繰越明許費として計上しておりました9,860万7,000円のうち事業実施にあわせて減額するもの21件、9,130万7,000円の減額であります。

変更。

2 款総務費 1 項総務管理費、庁舎電気設備整備事業931万1,000円、補正後ゼロ。

同じく議場内裝修繕事業130万円、補正後ゼロ。

議場音響設備整備事業370万円、補正後ゼロ。

同じくテレビ共同受信施設組合設備撤去事業補助金2,247万円、補正後ゼロ。

4 款衛生費 2 項清掃費、清掃事業所車両更新事業850万円、補正後ゼロ。

6 款農林水産業費 1 項農業費、農道維持補修事業250万円、補正後ゼロ。

3 項水産業費、低気圧による漁業施設被害復旧支援事業補助金349万4,000円、補正後ゼロ。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、学校通学路太陽光発電街路灯整備事業800万円、補正後ゼロ。

同じく町道区画線整備事業200万円、補正後ゼロ。

三枚堂資材置場改修事業150万円、補正後ゼロ。

ふ化場公園トイレ水洗化事業70万円、補正後ゼロ。

次のページをお願いいたします。

9 款消防費 1 項消防費、防災対応地図情報システム整備事業150万円、補正後ゼロ。

同じく防災倉庫整備事業300万円、補正後ゼロ。

同じく地域防災資機材整備事業200万円、補正後ゼロ。

10 款教育費 2 項小学校費、学校遊具修繕事業120万円、補正後ゼロ。

学校図書館図書整備事業288万円、補正後ゼロ。

3 項中学校費、学校図書館図書整備事業112万円、補正後ゼロ。

4 項社会教育費、中央公民館改修事業481万2,000円、補正後ゼロ。

同じく図書館図書整備事業402万円、補正後ゼロ。

5 項保健体育費、勤労青少年体育センター改修事業130万円、補正後ゼロ。

寺野多目的体育館改修事業250万円、補正後ゼロ。

大槌ふれあい運動公園野球場改修事業350万円、補正後ゼロ。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を許します。

4 ページ、第 2 表繰越明許費、追加。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） まず最初に、東梅副町長初め関係職員の皆さんが、みずから被災

をしながら、この四十何日間 それについては敬意を表します。加えてこれからも大変でございますけれども、ぜひ健康には注意をして頑張してほしいと思います。

それは前置きでございますけれども、今回、きょう提案になりました日程第6までの問題で、一つ気になるところがあるんです。承認第1号、今出ました平成22年度一般会計補正予算（専決第1号）と、あと承認第2号の税条例の一部改正。言ってみればまさに例外。会期中、会期はたまたま3月末まででした。会期中というのは普通専決処分はあり得ないんですよ、法律上も。この辺は私も背景がわからないわけではないけれども、特に条例案の方について言えば、かなり疑義もございます。これは後で質疑になりますけれども。その辺について、179条のどこをどう解釈されたのか、その辺を初めに、内容に入る前に伺いたいと。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それについてなんですが、議会のあの状況の中で、午後はたしか閉会しておりました。閉会中ということ、通常は確かにその議会の開会中に専決処分というのはまず普通は考えられないところですが、閉会しているという部分もあります。それからあと、議会の議決ができる状況になかったというところもあります。その辺でご理解いただきたいところもあるんです。また3月、その災害救助費とかそういう部分については当然3月11日に津波が発生した時から既に支出は発生しているというところもあります。だから3月11日を経過したらもう専決せざるを得ないという部分もあります。その辺で他市町村とか、市町村課の方も確認しまして、確かにその179条第1項です。釜石の場合は議会が議決しない。釜石はそのままただ解散したという状況があるんですが、実際の話は市町村課の判断については議会を開会して議決できる状況になかった。だから釜石の状況も見れば、議会が議決しない時、ということになっています。通常の場合、この議会が議決しないときというのは、何か当局側と議会とかそういう部分で議会が議決しないというところなんですが、今回の場合はそこを使っていると。ただし、議会の皆さんに事前に説明して、議会が議決しないではなくて議決できない状態でしたということの内容ですということの説明がほしいです。そういった状況で、この3月11日付で専決せざるを得ないという状況なものですから、何とぞご理解をお願いします。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 承認の第1号についてはわかります、私も。あの時点で議員さん

方の多くは被災者で、どこにいるかつかめないという状況でしたから、それはやむを得ないです。それは理解します。そういうことで、私は、後段になりますけれども、その他会期がたまたま3月15日に議会を再開して、予算委員会を再開して、まず質疑、討論なしで当初予算全部を可決したと、これは当然のケースであります。私も賛成しましたし。あとは、そのとき、会期を3月31日までというのは、いわばその前提は、当然ながら補正は必要でしょうと。いろいろなことは。ただもっと長く欲しかったのだけれども、いちいち議会招集がなくても議長の電話1本で集まれる状況をつくりたいという思いが議員の皆さんにはあって、それでも最低限年度末までも会期を延長したということ。そのことについてはわかります。私は、これは議案は後になりますけれども、3月31日のいわゆる専決についてはいささか、中身は大したことないけれども、疑義があるということ。

あとは一応、これで質疑は、私の分は前段終わります、議長。

○議長（阿部六平君） 変更、5ページ。

6ページ。

9ページ、2歳入。

9款地方交付税1項地方交付税。

13款国庫支出金2項国庫補助金。

17款繰入金2項基金繰入金。（「進行」の声あり）

3歳出。

2款総務費1項総務管理費。

及川君。

○6番（及川 伸君） まず質問に入ります前に、今回、大震災によりまして被災しました皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。それから、被災後、不眠不休で頑張っておられます副町長初め職員の皆様方には心から感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

それでは質問に入りたいと思いますが、総務費に関連しまして2点ほどお尋ねします。

まず一つは、この間の説明会のときに、一つ大題として大槌町大震災復興計画策定委員会の設置というような内容の説明がありましたが、この委員会はどのようなメンバーで構成されて、任期とか期日といったものはどうなっているのかというのがまず一つ。

それから、15日の情報化推進費の減額2,247万円、協同組合の撤去事業の補助金なん

ですが、これが減額されておりますが、まず去年、地域情報化基盤整備事業を行って5億数千万の経費をかけてブロードバンドを設備したと思いますが、この状態は現状どうなっているのか。

まずその2点についてお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 2点です。

1点目につきましては復興の策定委員会ですが、これはこれからということで、実は今、応急復興の方になっていまして、これにつきましては復興委員会 というのを設けておりますので、その中でこれから具体的なものを出していきたいと考えております。

I T C事業につきましてはやはり予算を盛ったんですが、こういう形で全部破壊されてしまいましたので、これについては総務庁と話をしながらこれから進めていくということで、今、進めております。

以上です。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） 聞くところによると、整備した地域は既存の有線組合がありまして、そこに切りかえてテレビを従前どおり見ているという状況なんですけど、ある一部、沢山地区、それから赤浜の一部でテレビが見られていないという状況がありまして、私の方にも何軒かから問い合わせが入りまして、何とかしてほしいというようなことがありました。ですから早急に、テレビというのはライフラインの大きな一つだと思いますので、早急な対応の方をお願いしたいと思います。

それから、この復興計画策定委員会の件なんですけれども、できれば復興にかかわることに関しましては住民合意というのが基本になると思います。この間、テレビなんかでも被災した地域内での居宅の制限とか、いろいろな問題等がありました。そういった問題についてもやはりしかるべく住民の意見を聞くということも重要なことじゃないのかと言った場合に、住民の代表である我々議員、そういった者の意見をやはり聞いていただくための構成というものも従前に検討していただければと思います、そういう質問をした次第でございます。

それで、質問なんですけれども、前回その地域基盤整備事業をやったときに、入札残がおおよそ8,000万ぐらいあったと思いますが、この入札残は国庫の方に返納されたの



か、それともまだあるのか。もし残っているのであれば、これを有効に災害復旧費の方で活用するかどうかということについてお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 総務省との関係がありまして、それについては情報収集をして対応したいと思います。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 私も及川議員と同様の 職員の皆様に御礼申し上げます。

まず、先日開かれました4月19日の報告会では、平野総務課長が、去る3月11日の大震災発生後、行政としての対応についてきちんと検証するとおっしゃいました。そのことを踏まえて現在までの経緯についてお伺いいたします。

もう一つ。町の被害額の推計、出ているのであればお知らせ願いたい。

もう一つ。総務省ではきのう、27日、震災被災地の6月以降実施予定の地方選、選挙について、2012年、来年の5月末まで延期中という方針だと新聞報道されましたが、この3点についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 1点目ですけれども、経過につきましては今、議会と事務局で調整しまして、週明け、ですから連休明けにその報告会をしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

金額ですけれども、まだ出ておりません。これにつきましても、大体の部分をその説明のときに明らかにしたいと思います。

選挙につきましては、その情報はちょっと、新聞ですけれども、正確な部分についてはまだ承知をしていないということです。

以上です。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）進行します。

3款民生費3項災害救助費。

赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 被災者雇用対策についてはどのようにお考えですか。

○議長（阿部六平君） 福祉課長。

○福祉課長（瀧澤康司君） その件については今後検討したいと思います。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）進行します。

4 款衛生費 2 項清掃費。

6 款農林水産業費 1 項農業費。

進行します。

3 項水産業費。

進行します。

8 款土木費 2 項道路橋梁費。

進行します。

4 項都市計画費。

及川君。

○6 番（及川 伸君） 都市計画費に関連しまして 1 点お尋ねを申し上げますが、先般、副町長の方が上京しまして国の方に、町方の被災部分に関して国に土地の買い上げを要望をされたというような報道を見ましたが、将来これを買上げたあかつきにはどのような活用を考えておられるのか、その具体的な方針についてお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） 先般、22日、国の方へ行ってまいりました。それで、釜石の市長さんが期成同盟会の中でいろいろ国に対する要望が新たにあったらという中で、過半、政府の方でも国有化とかいろいろな話がございました。我々も浸水区域、そのまま住民の方々が末代までこうでてきて使うのかどうか、それに疑義がございます。一つの選択肢として、国で買い上げて、その買い上げた部分で高台に新居を構えるというのも一つの選択肢だろうということで、そういった浸水区域を国で買い上げるというのはどうかというあたりを陳情の中に、要望の中に入れて打診をしたという形になりますけれども、明確な国のランドデザインがまだまだ細かいところが示されておりませんので、一被災自治体としてそういう選択肢も国にありますよ、どうですかというふうにやったという中身でいろいろやってきた、そういう経過でございます。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6 番（及川 伸君） これから復興を考える上で一つの方向性としてすごく有効な方法ではないかなと私も共感するところがあるんですが、今回の被災で先進事例なんかを見てみますと、よしはまのように高所に住居を構えたところが被災からまぬがれていたというふうなこともありまして、当町の場合に復興を考えるときに高所避難というものが、住宅というのがこれから有効な方向性になってくるのかなとは思いますが、ただその私有

財産、被災されたところがほとんど住宅、宅地といったところだったので、こういった私有財産権というものをやはり町民の方々に、被災している方々にきちんと何らかの形で返納するというをまずやった上でこれからの復興計画というのが始まっていくような気がします。一つ私の案なんですけれども、買い上げるのであれば、買い上げる前に都市計画として区画をしっかりと、公平感のある区割り設定をした形で、例えば補償になるのか、例えば土地の等価交換になるのかといったものを踏まえて計画をつくっていくということが必要じゃないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） もちろん今、及川議員がおっしゃるとおりの土地区画、将来を展望した区画整理の要綱がありますので、それにのっとった形が確定した後にその買うとか買わないとかという話が出てくると思いますので、その辺も議員おっしゃるとおり都市計画区域も恐らく見直しが出てくると思いますので、その中で住民の方々の合意形成をしっかりとって、財産権の侵害の問題も出てまいりますからその辺も慎重に住民の方々の合意形成を求めて、いろいろな形を出して。この間も国交省が来て今後のこの町の復興のあり方、どういうまちづくりをするか、我々が全部入って専門的に調査をして大槌町さんはこういう形がいいですよというのを出すための支援に来たという説明に来ましたので、それらこれらをあわせながら、住民の方が理解し得る防災に強いまちづくりを目指して、議会の皆さんとともに一緒になって進めていくというのが肝要かなと思っています。

○議長（阿部六平君） 及川君。

○6番（及川 伸君） 最後に副町長のお考えをお尋ねしておきたいんですが、県の方では被災した場所に関する建築制限を設けるといような方針を大方固めていると思いますけれども、それについては町の立場から、副町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） 現時点での考えということでご理解いただきたいですが、この間、県の方で説明に来ました。そして大槌町の浸水区域のシミュレーションのデータとか、あるいは地盤がどのくらい下がっているなどの資料を示してくれるかどうかと。それらの資料が来て、大槌町ではここは制限しようとか何とかいろいろなことが考えられると思いますので、けさほどの新聞でも釜石でも、必要があれば条例化で規制するわけですが、そういった県からの資料を十分に検討して、できるのであれ

ば議会の皆さんにもご提示しながら、どういう規制の方向がいいのか、規制しなくてもいいのか、その辺を今後検討していきたいという現況にありますので、ご理解をお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

5項住宅費。

伊藤安男君。

○13番（伊藤安男君） 住宅費にあたらうとする前に今回の専決についての私の意見を申し上げたいと思うんですが。確かに3月31日まで閉会してて会期中だということでした。その開会中に専決は云々と、法的にはそのとおりでと思うんですが。ただ、15日の議会の中で確認されたことは、会期は延長するけれども、その中で予算補正云々ということと臨時議会を開催するいとまはないであろう。したがって、専決については大目に見ますよというのが議会の中で確認されております。私の記憶では。したがって、今回の専決については何ら問題ないというふうな見解を持ってまいりたいと思います。

お尋ねになります。この住宅費、災害復旧費ということでこれは繰越明許になったんですが、本来で考えれば災害復旧というのは国が面倒を見る予算というふうに理解するわけでございます。ただ、新年度で対応するのであればこれはおくれをとるということで、22年度の補正で対応したと。しかし、財源がないので、これは財調を取り崩しての対応ということでなったわけでございますが、ただ、先ほどの課長についての説明を見れば、この予算については後から国が面倒を見るよというふうに説明を理解したわけですが、そのような理解でよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） この1億3,550万なんですが、これは完全な単独費です。その補助はありません。（「補助なし」の声あり）仮設住宅とかそういった部分については国の方で責任を持ってやる。ただし、その用地造成に関しては市町村というようになっていますので、これについては補助はありません。550万の仮設住宅の方もそうなんですが、そういった状況です。そのために財源の方を繰越明許費からこちらに回している。5,800万ほどになっているんですが、それが ということになります。それ以外の部分については、来年度で交付金から来ます。来年度に国県から交付されます。（「交付されるの」の声あり）はい。これだけは単独費なんです。（「別枠で交付」の声あり）はい。これは全く単独費で、それ以外の部分について災害救助費は当然

県の方が本来支弁する。それをうちの方が振替支弁すれば、それを県に申請してうちの方がもらうという状況になります。あとそのほかの部分についてもその来年度、23年度で申請すればそれはもらえるという状況になります。ただし、これだけは単独費なんです。（「そうかそうか」の声あり）はい。そういった状況です。そのためにこの単独費の1億三千幾らというところに臨時交付金を振りかえて充てると。なおかつ足りない部分は財調と、こういう状況です。（「臨時交付金で」の声あり）はい。繰越明許費に充ててから臨時交付金を、繰越明許費をやめてこちらに繰り延べるという状況。これは、ここの部分については完全な単独費です。そのためにそっちから交付金を充てて、少しでも財政負担を減らすという状況です。そのほかの部分については当然国県のその負担部分があります。（「はい、了解。わかった」の声あり）

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 同じく住宅費。これは説明のところにありますが、仮設住宅用地造成工事、現在何十カ所、そのうち公有地何カ所、民有地何カ所。

それから、その下の仮設住宅設置工事、これはいつごろまでの予定にしているのか。

それから、入居された場合の期間が原則として2年間と決められておりますが、現在こういう状況ではたしてそれでいくのかどうか。この前の報告会するときにもちょっとお聞きしましたけれども、もう少し期間を延長すべきじゃないのかなというふうに思っております。それから入居後、食糧費とか光熱費は自己負担というようにお伺いしておりますが、その辺の助成についてはどのようにお考えか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 仮設住宅用地の造成なんですが、今の時点では40カ所、うち5カ所が公有地になります。それで、仮設住居用地造成なんですが、今現在もう公有地除きの35カ所についての80%程度が休耕地とか斜面とかになって造成が必要ということで、今、進行中です。

それから、仮設住宅設置工事なんですが、ほぼ完成しまして、これはあくまでも仮設住宅、国交省が今ここで作っている部分、仮の仮というか、避難場所からいずれ出たいよと。ただ抽選にも当たっていないと。その間住みたい、出て住みたいという仮の仮の住宅として用意してしてございまして、今109棟、蕨打直地区に建設中です。もう少しで完成する予定です。

あとその仮設住宅の期限なんですが、原則2年ということになっておりますけれども、

国の見解ですと多分3年、そして5年になるかもしれないということで、その都度変更をかけるような話は聞いております。

あと入居した時の食事についてはちょっと私はまだ理解していません。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 大体わかりました。それで、今、課長のお話の中で、仮設の仮設と、通称プレハブという、どっちがどっちのプレハブなんだかちょっと私も素人でわからないんですが、私が四季の里にいたときに既にもう29棟があそこにぼんぼんと置かれていった。その向かい側の蕨打直のところにも同じぐらいあったから、あそこで50棟ぐらいあるのかなと思って。ただあのころ寒かったので、3月の末なんですけれども、ちょっとあのままじゃ生活できない。それで自衛隊の方をお願いしてまずブルーシート、それからバスマットというふうな、それからストーブという要求をしたんですけども全く物資がないということで、これはもう住めない。夏場はいいかもしれないけれどもあの時点ではだめだなということで、これから陽気が良くなるからあの辺は活用が大いにできるのかなと。ただ共同ですよ、すべて、炊事場もお風呂もトイレも。その辺のところもきちんとやっておかないと。あそこに入ったら次の本当の、何というか今おっしゃった募集したときに抽選に入れないのかどうか。この仮設住宅と称している現在建設中のところには入れないのかどうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 先ほども申しましたけれども、抽選漏れ等、あととはとにかく避難所から出たいという方々のために設置したものですので、仮の仮ですと、抽選に当たれば出ていただくという考えです。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 今の問題に関連して、聞き漏らしたかもしれないけど、国の方の報道を聞くと、少なくともお盆までには全世帯をそこにらせたいと。大槌町は恐らく、資材の問題さまざまあって、今言ったとおり9地域四十何カ所でやっている。私もきょう帰りに申込書を出していくつもりでおりますけれども、いずれいつまでに希望者が全員。今の予定したのが全部埋まれば当然ながら大体1,800ぐらい入居可能と、あえて本人が拒否しなければということなんだけれども、その予定をどう見ているのか。それともまだ先のことは不透明なのか、その辺について町民が安心できるように。いつまでも今の集団の避難所での、きょうもありましたけれどもみんな大変疲労困憊で、皆さん

も疲れてきていると思うけれども。私はたまたま親戚のうちにいるからそれでもまだいい方ですけども。そういうことで、その目安についてはあいまいでなくて、この辺までということをお願いしたい。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今現在、県が主体でマスコミ等に報道していますけれども、きのうの打ち合わせの段階では1,351着手です。残りは500ぐらい。そして来週あたりが200戸くらいまた着工になりますので、もうここあと造成を急いでやれば7月中には入れるかなと思っております。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 先程のものは活用して下さい。入居した場合に住民たちの心配は、今、全く収入がないわけですよ。それで、食料。今、施設にいる場合はちゃんと補給されてきますけれども、入った時に食料と光熱費を負担するというのはゆるくないんだという話を聞くんですが、やはり課長はその辺は認識していないと言ったけれども、

問題じゃないかと思っているんですが。あなたの立場はどうかわからないけれども、町民課長どうですか。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 物資の関係でお話ししますけれども、その問題で町内にも商店等ありませんので購入がちょっと無理だということで、支援物資を商店関係が出るまでの間、当分の間は支援物資で、現在は自衛隊さんが1台来て各世帯、在宅の方もつくっていますので、当分の間はそれを実施していく方向で検討します。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） その仮設住宅に関連して。今、入居希望をとっていますが、用紙を見ますと1番から8番まで記入するとか。大方、避難所の方々はやはり大きく分けてかみざい、しもざいになるわけですけども、やはりかみざいの方の人はかみざいに行きたい、あとは松ノ下の方の人はしもざいに行きたいと大体そういう傾向のようです。それで、我々は見ればどこというのがすぐわかるんですが、ほとんどの方はわからないんです、地名を。それで、お願いですが、入居希望をする場所を、2年も3年もその場所で生活するようなことになってくるわけですけども、一度、本当は希望をとる前に、大型バスを貸し切って希望地を下見するというのかな。例えば蕨打直というのはここだよとか、前段はここだよとか。結構私も見ているんですが、日当たりのよくない場

所も、仕方ないといえはそうなるかもしれませんが、日当たりの悪い場所も結構あるみたいですし。そういうことで、希望をとる前に希望地を見せるような手だてをぜひお願いしたいと思うんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は今、都市計画図の1万分の1というこのくらいのやつはうちの方の事務所には張り出してありますけれども。できれば各避難所等にその様式のものを持参させてやりたいなと思いますけれども。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 今、どこが発行したかわからないが、一部の議員さんが地形図に赤いのをつけたものを持ってやっていますけれども。私見てもゆるぐない、まして年寄りなんかこれ見ても何もならないから。（「大きいので」の声あり）大きいというより、実際にまえだんというのはここだよというように、ふろへ運ぶような感じで。土橋さん、どうですか。送迎するような感じでやはり見せてもらいたいなど。それが、先ほど副町長から ですが、それこそ住民合意なんです。やはりそういう親切さというかな。それをぜひお願いします。以上です。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 人数も今、希望をとったところで1,790世帯あります。それで、その方々をまんべんなくというわけにいかないの、できればその地域の代表者のような方等については対応可能かなと。そしてその代表者の方からその目で見たいものを、場所についてそれぞれの方々にご説明願えれば助かります。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 実は、ちょっとややこしくなるんだけど、先ほど1,800予定していると、本当はその根拠も聞きたかったんです。今、1,790という数字を聞いて、聞く必要がないなと思っているんですが。それで、ほとんど年寄り、車のない人がほとんどなんです。若い人は結構どこへやられても、変な意味動けるんだけど。そういうことで、年寄り、車のない年寄り、それに今も結構部落の人たちが集まって助け合いの生活をしているんですが、そういう人たちがそっくり行ければいいなと私は願っているんですけども。そういう意味でも何とか、まだ時間がありますから、車を手配して見せてもらえたらいいなということで、お願いして終わります。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。



岩崎君。

○14番（岩崎松生君） 仮設住宅のところで皆さん議論していますので、私も少し、納得できないところがあるので少しお聞かせください。

安渡小学校の後ろの消防、火葬場の予定地が仮設住宅の用地にいいかなと思って何度も足を運んでいるわけですが、それができないということでおかしいなと思って。できないものが何で火葬場とか消防署の予定地の候補に挙がって議会にまで出したのか、その辺を納得いくように説明をお願いします。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 今のところ確認してませんので、確認して回答したいと思います。（「議長の許可を得て」の声あり）今のところ認識しておりませんので、確認して回答したいと思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○14番（岩崎松生君） 土橋課長、わかる範囲で、土橋課長はある程度わかると思うんですが、あそこに仮設住宅ができれば50、60はできると思うんですが、ちょっと手を加えればいいんじゃないかと思いますが、その可能性は、なぜだめなのかというところを少し説明をお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は私が建設課にいたころ、その急傾斜地その他土石流警戒地域というのがありまして、何か あの辺、安渡小学校あたりが危険地域だなという認識を持っていて、当時町民課の方に、ちょっと私学務課だったので見てきたことなかったですけども、ここはやばいところなので確認した方がいいよという話はしてありました。それで、建設、その住宅の方なんですが、あそこはまだ未造成な部分も相当ありまして、要するに土石流から守るためにはレッドゾーンのはずなんです。今、県の方 確認していますけれども、沢が一番近いということで、そこに建物をつくらうとすれば普通ですと建築確認上それを防ぐ大きな壁とか擁壁等を組んで、それをした後に手前側に建物を建てるというような仕組み。あとはイエローゾーンというものもあったはずなので、それが今の安渡小学校の校庭は多分イエローじゃないかなと。今、調査中ですけども、そういうわけで、建てる造成をしたほかにそういう構造物も必要になってくるということになりますと、仮設住宅用地というよりも造成工事の方がすぐかさんで、なかなか無理じゃないかなと考えております。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○14番（岩崎松生君） ここで余り言ってもどうかなと思うんですが。ただ、恐らくその消防、火葬場の用地の候補に挙がってもうやるよと予算をもう少しで組むところまでいったことですから、その辺いろいろなものをやる想定で議会に出していると思うんです。そうでなければ上がってくるのがおかしいなど。おかしいどころか何しているのかなと思うんですがね、それ上げる自体もね。いずれそのところほどの程度でできるか、あとはそのイエローゾーンでできる範囲のものはどんなのかというのを調べて、お願いします。安渡地区は特に用地がないので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） 安渡地区のことが今出たので、常に漁業組合も安渡地域にあるもので心配していたんだけど、じゃあ今の消防の跡地というのもいい候補地じゃないかなと思ったら、今、岩崎議員の質問にそのような答弁でええっと思っているんだけど。例えば課長、安渡地区はどの辺にどれくらいの規模があってどうなのかということとをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 安渡地区については今、県の方が現地調査をした段階で、三つほどあります。一つは古学校の上がって行って右側に沿った林道が始まるころの斜面がありますけれども、そこが1カ所。あと場所的には大徳院のちょっと上、本当に小さい、それも斜面でこんな格好、すり鉢型にした格好。あとは焼き場の隣、あそこは実は昨日電話が来ましてそこも危険、砂防というか、区域に入っていてできないという連絡がありました。それで、それを除けば多分40くらいが限度、今の時点で安渡地区は40が限度という状況です。あとこれから調査してもらいますけれども、吉里吉里トンネルの手前、今、消防分団の仮設があるところも一応地権者の方からは了解をとっていますので、そこについては県の方に調査していただいてオーケーが出れば予定地にしたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○10番（芳賀陽一君） 今の消防の車がいるところがいいとなっても線路の上だから、今度は建てるとなったら線路の上だからだめだということはないでしょうね。地権者さんも消防の車がいる関係なら貸すなり売るなりした方がいいんだぞと。逆に自分は安渡の山はちょっとわからないけれども、今の古学校の近辺あの山をちょっと金かけて造成す

ればすごくいい仮設住宅も、しばらく3年、5年となるだろうけれどもできると思う。やはり安渡の人たちが海から離れるということは死ぬということだものね、はっきり言って。聞くところによれば、土地だとか金を出されても漁師が土地だの金だのあって何ができるかということになれば、やはり安渡地区の人たちは安渡地区に置けるような状態で、国の方では総理は8月のお盆ごろまでには仮設住宅は完成、あとの大臣は7月の予定で、話がちぐはぐなんだよ、話を聞いていると。だから県の方の指導とかどうのこうのでなく、大槌町はこのような状態でいくんだよと、そういう状態で県の方にばんばん言っていかないと。何でもかんでも県、県と言っていてはだめだと思うから、その辺もう少し強くなって進んでいった方がいいと思います。

○議長（阿部六平君） 要望でいいですか。（「要望」の声あり）

進行します。

9款消防費1項消防費。

12ページ、10款教育費2項小学校費。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 教育費に関して、大小、北小、その他の被災の現状を見てきましたけれども、いわゆる将来構想を語るにはまだ早いと思うし。だから、被害の現状と、聞けば吉里吉里小学校をメインにして小学校は、あと吉里中と。今後これは町全体のいわゆる復興計画とからんでくるのだけれども、その方向での教育長の感想があったら伺いたいです。加えて図書館が見るとおりの、姿は残っているけれども中の状況が私はわからないですが、図書あるいは資料がいかほど生かせるのか。学校図書を含めて、そのことについての現状を把握しているのを伺いたい。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 学校の今度の見通しでございますけれども、今、阿部議員お話しのとおり、町の復興計画にのっとって最終的にはやっつけていかなければならないと思っておりますけれども、当面、仮設校舎を建てまして、大槌小学校それから大槌北小学校、安渡小学校、赤浜小学校を一括に集めまして授業を行っていきたいと、それが一つでございます。あと中学校につきましても大槌中学校の仮設の校舎をつくりまして、中学校は吉里中と大中の2校体制でと、そういうふうにもってまいりたいと。仮設校舎につきましても早急に、できれば1学期以内、可能であればさらに早くということで今、進めてございます。

次ですけれども、図書の問題は今、生涯学習課長がいますけれども、県から貸出したものを含め図書も含めてほぼ流出、読めないという感じでございます。したがって、支援物資で東京大学から仮設のいわゆるパオといいますか、それを使った図書館をまず2棟予定してございますけれども、将来的には、下の図書室に今、物資が入っておりますけれども、物資がなくなった時点におきましては下の図書室をもう一度復活して、本格的な図書館再開まではそちらで対応する。それから小学校につきましては、流出は赤浜小学校の図書ですけれども、あと北小については2階というのでまぬがれてございます。大槌小学校につきましては火災で全部消失して、焼けてしまいましたので、そこについても今後仮設の校舎あるいは本校舎の建築等にかかわりながら施設の充実を図ってまいりたいと思っております。

じゃあ図書館について。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 図書館はすべて水没しています。結果的に水にぬれたものは貸し出しには値しないかなというふうに思います。それと、図書台帳もすべて流されているという現状があります。ただ、若干金庫の中に、もとの銀行の金庫の中に残っている資料については一部表題等は見られるものがありますので、そういったものはデータにすることができるのであれば残しておきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） ここで聞いていいかどうか、ちょっと項目がないので。学校給食について伺います。昨年の8月に華々しく新設された近代的な学校給食センターが稼働しておりますが、あのときたしか災害時の前に、2回稼働すれば4,000食が可能じゃないかというようなふれこみだったやに聞いていますが、今回についてはどういう稼働状況だったんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 給食センターにつきましては、以前からご説明のとおりフル回転、3回転しますと4,500食の供給が可能です。今回につきましては水、それから電気の問題等、それから炊き出しの調整等でなかなかうまく動けなかったというのが事実でございます。大変それについては申しわけなく思っております。現在県と調整を図りまして学校給食、子供たちの分が開始されまして、その間でまず1回でも2回

でも供給をしたいということで、自衛隊さんにいつまで支援していただけるかという見通しの問題もありますけれども、できるだけ早く、連休明けなりにはそういったチームをもう一度つくり直して、甘輝舎さんで請け負っているわけですがけれども、そのチームをもう少し人員をふやすなり別チームをつくって入れかえて、学校給食の間でつくれるという範囲で1,500食の供給を、夕食になると思いますけれども供給を見込んで今、準備を進めているところでございます。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 教育長、非常に不可解なんですよね。ふれこみではそういう3回転すれば4,000食は可能だということで立ち上げたのに、全くいいチャンスだったわけです、今回が。もう半年たっていますからね、稼働してから。十分にその辺は、水だとか電気だとかということをそれこそ言っていられない。そういう場合こそこれが活用できたんじゃないのかなと思っているんですが。いつごろ今回あそこは稼働になったんでしょうか、給食センターとして。学校が始まってからですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 給食センターとしての本来の稼働は26日、入学式の翌日から給食は供給してございます。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 先ほどちょっと漏らしたので。子供たちの被災状況といいますか、端的に言えば亡くなった方あるいは行方不明とか、先般大小の3名だけと伺っていますが、その後わかった状況等がありましたら。何人の子供が犠牲になって、あるいは行方不明になったのか、その状況について伺います。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 大変残念なことに、小学生が3名、それから中学生が2名、それから県立学校ですけれども高校におきましては6名の子供たちが行方不明あるいは犠牲になってございます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 仮設校舎のことでちょっと具体的に出てきたものですから。私も見ながら、武道室にも結構広いなど、あるいは体育館も使えばいいなどかそういうことを考えながら休んでいるんですが、実は青少年の家に行って2回ほど見てきました。たまたま所長をやっている方が前の同僚で、いろいろお願いしてきましたけれども。体

育館の中に学年編成で6教室、職員室はそのすみっこで、大変かわいそうな状態なんです、子供たちが。私も経験者、先生ですけどあれだけの1学年の生徒を指導するということは大変ですし、ましてや隣でやっているのはもう狭い6教室でこれはかわいそうだなと思って、一刻も早く解消しなきゃだめだなという気持ちで帰ってきたんですが、今、先ほどの教育長さんから仮設校舎云々という話題が出たものですから、ぜひ早急に解決していただきたいということと、もし可能であれば、被災者が仮設住宅に移った後の中央公民館の活用についてもそういう学校の施設の一環として、そこも含めて考えていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） もう今ほど議員のおっしゃるとおり、本当に一日も早く仮設の校舎を建てて入れたいと思ってございますので、小学校につきましては普通教室を18教室、そのほかに特別教室、それから仮設の体育館、そういったものも含めました校舎のレイアウトを今つくって、部材も手配してございます。きょうご承認いただければもうすぐ、週明けからは仮設の校舎の建築に着手できると思ってございます。それで、既存の施設につきましては、できるだけ子供たちを分散しないで一つの場所で勉強させたいと、同じチャイムで勉強をさせたいということから、現在についてはその町の施設に分散することは考えてございません。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） あそこまでバスで通えというのもちょっと、安全上を考えてもうまくないなと感じているわけです。できればそういうのを解消していかなければならないですし、あとちょっと長いですがけれども、ほとんどこうやって小学校の広場なんか、これも新聞で何か浸水地域の大槌では庁舎が足りなくなって、新聞で一方で宮古ではだめと。新聞の人たちは頭がいいんだなと思って読んでおったんですが。そういう国の方針、県の方針、結構達増知事の心証を害したんじゃないかなと私は思って新聞を見ていたんですが。それで、校舎もそうですけれども、子供たちが飛びはねて遊ぶところがないうんですよ。たまたまいつ頃だったか子供のいやしについて新聞に書いてありましたが、子供のいやしというのは汗を流して飛びはねて遊ぶことがいやしなんだそうです。そうかなと思って私も勉強させられましたけれども。そういう意味でもやはりある程度の遊び場を確保しなきゃならないですし、これはもう何よりも、早急にそれから全力投球で頑張ってくださいなと思いますし、骨子が大体まとまりましたらば、せっかくベテ

ランの教育民生の委員さんたちもいらっしゃいますから、ぜひ原案を出していただいて、また議会側の意見もお聞きになるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○7番（阿部義正君） 先ほど、小学生、中学生、高校生が亡くなった人数をばあっと示されましたが、今回の津波で、北小学校の生徒を一例にとって話をすれば、ちょうど下校時間に、2時46分に地震があったわけですが、そこで北小の校長さんいわく、迎えに来た親に子供を返さないでいったん大槌高校に避難させて。親御さんも子供たちと一緒に大槌高校に避難してくださいといったことで、迎えに来た親に子供を返さなかった。それで、北小では犠牲者を一人も出さなかったということのようでございます。亡くなられた3名の方は迎えに来た親に返したために、犠牲になってしまったというように聞いておりますので、今回の教訓として、やはりその現場の校長先生型のそういった判断力をこれからいろいろな面でご指導いただきたいなと思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） そのことについては大変、3名の子供には申しわけない思いをしております。一番、校長が私の判断がというふうなことを申し上げますけれども、今後学校で預かる分については、今言ったように責任を持って私たちがその生命を預かるということをきちんと伝えまして、こういった場合には引き渡しをしないで学校で安全を守るというような、そういう方針を確認しながら子供たちの安全と命を守ってまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 3項中学校費。

進行します。

4項社会教育費。

5項保健体育費。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。

赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 委託料でここに書いてあるのは道路啓開業務委託料ですね。1億3,700万。これは金額はいいんですが、最近大潮の影響なのか、それとも湧水なのかずいぶん浸水していますよね。これは地盤沈下のせいなのか、どういうふうに見ておられますか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 地盤沈下と、あと海水面との高さが微妙に変わっているのではないかなと思います。ただそれで、実は測量業者さんの方に、町内というか、安渡、赤浜を含めてピンポイントで場所を決めてその上下、これから落ち着くのか、沈むのか、それを今調査中です。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり） 進行します。

14款予備費1項予備費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより、承認第1号平成22年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

休憩いたします。11時25分まで。

休 憩

午前11時18分

○

再 開

午前11時28分

○議長（阿部六平君） 再開します。

○

日程第4 承認第2号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（阿部六平君） 日程第4、承認第2号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） それでは、説明させていただきます。専決処分書について説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行することになった。これに伴いまして、大槌町町税条例の一部の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分し、承認を求めるものであります。



それから、新旧対照表が入っておりますので、お開きください。

1 ページですが、国民健康保険税の課税に係る改正となっております。138条の基礎課税額の合算額及び基礎課税額を 50万円から51万円にするというものでございます。

それから、第3項につきましては、後期高齢者支援金等の課税額については、合算額及び課税額について、13万円から14万円にするというものでございます。

第4項介護納付金課税額につきましては同じく合算額10万円、課税額10万円を12万円にするというものでございます。

それから、国民保険税の減額でございますが、当該減額して得た額50万円の場合50万円となっておりますが、これについては51万円にするというものでございます。減額して得た額が13万円を超える場合は13万円にするようになってございましたが、これについては14万円に改正するというものでございます。

2 ページになります。

その中の10万円の部分につきましては12万円、10万円につきましては12万円に改正するというものでございます

それから施行期日ですが、この条例は23年4月1日から施行するというふうになってございます。

それから経過措置でございますけれども、改正後の大槌町町税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を許します。

阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） これは何年かに1回出てくる案なので、国の方の政令と同じく。前例は大抵専決処分です。年度末に来て、議会が閉会中だしね。今回の場合たまたま3月31日までの会期だったと、専決処分の 私が疑問を呈したのはこの件で、議長にも この問題とは別に、議会の最終日に何とか集まって何かやろうという、あるいは支援者に対する感謝の決意でも何でもいい、そういう思いで議長に電話したけれども、ただ時間もないということで了解しましたけれども。そういう面で、私は先ほどどこかで言っていましたけれども、けしからんという意味じゃなくて、例がないことをする場合はそれ相応の説明は必要だということをやったんです。まさに会期中だから専

決はあり得ない。ただこれだけの大震災を受けて、さっきも承認案件に賛成しましたけれども、これについて言えばそういうのを含めて、この前ちょこっと集まって庭の片隅でもいいけれども、このことについてはできたんじゃないかと。それは原点にさかのぼれば、確かに災害は大変だけれども、議会との関係についてはある意味では不信感を持っているんです。

やればできることを専決したという意味でとらえれば、そういう理解だった。それが思い過ごしかどうか知らないけれども、3月31日というのは集まってできる条件はあったし。従来から確かに専決なんですよ、何もないときは年度末に決まるし、4月1日から施行だから。当然ながら今までもそういう理由で専決になっていますから。今回はたまたま会期中だったから私は疑問を呈したわけで、いやいやあなた無理難題だと言うのか、いや、そういう配慮があつてよかつたと思うのかどうか、その辺については伺っておきたい。これからは一切のことをこういう災害だから任せますということじゃないんですよ。当然ながらきょう呼んでいたように、議会は議会の役割があるから、町民の方々のいろいろな思いがあつても議員でないからこういう場で言えない。その辺のあれは一時期の問題でどうしても疑問に思ったので伺ったんです。そのことです。それで、どうしてもやはりこの処置しかなかったですか。

○議長（阿部六平君） すみません、議長の私から議員さんにおわびいたします。ちょうど私も役場の方に来て、対策本部に来たんですけれども、なかなか局長にも会えない状態、そして課長さんも7名も亡くなった。そして議会の機能が全然できない状態でありました。それで、本当は開会すればよかつたんですけれども到底無理でしたし、各課の皆さんも一生懸命寝ないで頑張っているし、そこでなかなか私としても到底無理だとそう判断したので、この場をお借りしておわびいたします。申しわけありません。今後注意しますので、よろしくお願いします。

副町長。

○町長職務代理者（東梅政明君） 議長さんからおわびということの事態になって私も本当に申しわけないと思いますが、適法に進めるのは阿部議員さんのおっしゃる通ると思えますけれども、今言ったとおりの想像を超えるといいますか、もう会期中でありましてなかなか議案等を即座に議員さんにお集まり願つてその場でという、はっきり言えばいとまがなかなかなかったという現状がございますので。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 179条の地方自治法の1項というのは、まさにあれは会期中のこ

とを想定した条文ではないですね。あれは閉会中の急を要する場合の条項であって、今回はたまたま会期中ということで。そういう点では今後あれこれの問題を考える場合でも、確かに専決の決断は大事です。先ほどの案もそうだけれども、まさにこういう時期だから、議員さん方も散らばっているし議場も、今やっとな議場というか会議室ができましたけれども、なかったというその事情も背景はわかりますけれども。今後の問題については、そういう例のないことをする場合はそれなりの、議長に対してでもいいですからそうしたいということをやはり伝えてもらって。その後議長がオーケーを出したのであれば謝罪もあってもいいけれども、今その段階でもないです。議長の謝罪というのは。そう思うんだけど。その辺を私は一議員としてそう思ったから言ったので、今後の問題もありますけれども、やはり法の趣旨を最大限生かしてやるというのは、行政執行というのは言うまでもなく、釈迦に説法だけれども法令、条例、規則のもとに運用する。そこをやはり踏み外す場合は当然ながらそれなりの釈明が必要だと、そういう意味で言っているんです。以上です。終わり。

○議長（阿部六平君）（「進行」の声あり）進行します。

質疑を終結いたします。

討論を許します。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第2号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第5 承認第3号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について

○議長（阿部六平君）日程第5、平成23年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それでは、承認第3号平成23年度一般会計補正予算（専決第1号）について説明いたします。

今回の補正に関しましては、津波被害に係る4月以降の災害復旧費の計上となっております。

1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額6億9,077万7,000円。これについては、特別地方交付税でございます。災害関連費としまして18億8,400万ほど交付を受けております。このうち補正財源として計上したものでございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額9億3,962万6,000円は、災害弔慰金及び災害復旧費に係る国庫負担金であります。

14款県支出金1項県負担金、補正額4億4,750万4,000円は、災害救助費及び災害復旧費負担金であります。

20款町債1項町債、補正額1,310万円。これについては、公共土木施設災害復旧事業債であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

3款民生費3項災害救助費、補正額15億6,418万4,000円。これについては、災害救助に係る賃金等の事務費、それから小中学校児童生徒の教材費及び、これは一番大きいんですが、災害弔慰金等でございます。

4款衛生費2項清掃費、補正額530万円。これについては、源水川等の河川災害廃棄物処理業務委託料でございます。

8款土木費5項住宅費、補正額4,620万円。これについては、津波被害に係る定住促進住宅修繕工事費であります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費、補正額2,875万円は、下水道関係の災害復旧費でございます。管路の被害調査業務委託料及び大槌大橋橋梁架管路の復旧工事費等でございます。

3項文教施設災害復旧費、補正額2億4,657万3,000円。これについては、吉里吉里小学校を除く町内各小学校及び大槌小学校の仮設校舎なんですが、これを北小学校校庭に設置する、そういった際のリース料でございます。

14款予備費1項予備費、補正額2億円。これについては災害救助費や災害復旧費に備

えるために増額するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

今回の追加に関しては、津波被害に対応するもの4件でございます。

源水川等の災害廃棄物処理業務、それから下水道関係の災害復旧事業債でございます。

第2表地方債補正。

追加。

記載の目的、災害廃棄物処理事業。限度額260万円。記載の方法、証書借入または証券発行。利率、年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借り換えることができる。

公共下水道マンホールポンプ場応急復旧事業、200万円。記載の方法、利率、償還については同じですので省略させていただきます。

公共下水道大槌大橋橋梁架管路復旧事業、670万円。

漁業集落排水マンホールポンプ場応急復旧事業、180万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第2表地方債補正、追加。（「進行」の声あり）

進行します。

6 ページ、歳入、9 款地方交付税 1 項地方交付税。

伊藤安男君。

○13番（伊藤安男君） 先ほどの説明の確認をするんですが、特別交付税、本来ならば3月に交付されるものを前倒ししたというふうに理解しております。ただ、先ほどの説明では特別交付税18億。18億特別交付税が来た。そのうちの6億を今回計上した。そうすると、残り12億は留保財源にあるという理解でいいですね。（「はい」の声あり）  
そうですか。はい、わかりました。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 町への復興義援金についてここでお伺いしてもよろしいですか。

義援金。きょう、この間、対策本部日報で、きのう現在、総額で6,700万。

○議長（阿部六平君） まだ、準備ができていない。

○11番（赤崎幾哉君） じゃあ変えます。

実はきょうも個人的に日程見ると、午後2時からさとうひろみさん来庁義援金と書いてありますが、こういう方々は、名前が挙がった人もあるし挙がらない人もあるんでしょうが、その辺ちょっと聞きたかったんだけど、それは後にします。

もう一つ、この……。次でした、すみません。

○議長（阿部六平君） 13款国庫支出金1項国庫負担金。

赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） ここの民生費国庫負担金で、名称が、説明を見ると東北地方太平洋沖地震災害弔慰金負担金。この内容はいいんですが、名称ですね。東北地方太平洋沖地震という表現と、東日本大震災という表現があるんですね。これはどういうふうに。ここに書いてあるのは全部東北地方と書いてあるんですが、この普段見ている新聞記事を見ると全部東日本大震災となっているんですが、この辺はどういうふうに当局では理解してこういうふうに表現しているのかお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私の出しているその日程については東日本大震災ということでは表現しています。その弔慰金については表現は両方使っています。県は国から来るのはそっちを使う、うちの方は国からの要綱についてはそういう表現になっています。うちの方のその日報については東日本大震災という表現にしています。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） ほかの時にも、何かそういうふうな、この問題じゃなくて、その国や県の呼称と町の呼称とが違うというのは前にも何かあったような気がするんですが、大した問題じゃないと思うけど内容を精査してみると、大震災で、震災ということの被害は建物の倒壊とか火事とはもともとあるけど今回の場合は津波の方が多かったんじゃないかと感じるんですよ。そうすると、例えば東日本大津波という方が、どうせまだ名称が決まってないのに、そういう表現どうですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） これからということになりますが、今使っているのと全体的な表現については検討いたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

14款県支出金1項県負担金。

進行します。

20款町債1項町債。

進行します。

3、歳出。

3款民生費3項災害救助費。

赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 先ほど子供、残念ながら小学生が3名、中学生2名、高校生が6名亡くなったと。逆に大人が、親が亡くなった、これを震災孤児といいますか、戦争であれば戦争孤児と言ったんだけど、今回は震災孤児という名称が正しいかどうかわかりません。こういう子供たちに対する支援策、例えば身内の人たちへの里親ですね、そういうような支援策はどうなんでしょうか。お伺いします。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 一番新しいデータですと、3月時点の在籍でも中学生は卒業したと思いますけれども、小学校は2名、中学校1名が両親あるいは片親でさらに、亡くなってという形で、3名でございます。そのほかに高校3年、あと1年で高校が終わるから親御さんはよそのところに避難したけれども子供はぜひ大槌高校で卒業したいとか、そういう子供たちも含めると結構な数がございます。五、六名はあります。高校生については民宿さんをお願いしたりということで学業を継続すると。それから両親が亡くなった子供については現在のところは親戚が引き取ると、そういう対応になってございます。そこが無理であれば、児童相談所等を通しながら福祉のところで対応してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） これは歳出ともからむんだけど、いわゆる罹災証明の発行がきのうから始まったということで、聞けば仮庁舎でなくて現在は避難所を巡ってやっているということで。あとは弔慰金も、行方不明者はまだ900人以上なんですね。いくらになるかは別にしても。それで、いわゆる死亡認定、言っているとおり、一般的には失踪宣告は7年、事件・災害の場合は1年というのが相場です。いわゆる死亡認定。今回はどういう、何か国の方でもいろいろな案があるみたいだけれども、いかほど待たらい

いわゆる死亡推定されて弔慰金その他いろいろなことが始まるのか。その辺はまだ上の方から来ていませんかとかその辺を。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 正式な部分は情報はございません。ただ、新聞等によりまして3カ月というような、3月11日からということになりますと翌日から起算しますので、ですから3カ月というようなことで情報を得ておりますけれども、まだはっきりしたことはわかっておりません。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） ということは、国の方から3カ月の方向が正式に来なければ、従来のパターンでいえば1年後に死亡が推定になると、行方不明の場合ね。そうするとやはりいろいろな面で、こういう後のことについては、これはぜひ、国がそういう意向を示したというけれども、地方からもやはり早めに死亡の認定をして。いわゆる行方不明者の。後から助かったというのは いいことだけれども、本人が生きていましたというならそれはそれでいいだけれども。やはり特に遺族はその他いろいろなものも含めて大変だと思うので、いろいろな支援金、義援金もありますけれども、その辺について、やはり早くやるようにという要望を出してほしいと。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） ご存じのとおり岩手県の13市町村でつくっております災害市町村期成同盟会は、また近々集まりがあろうかと思えます。これに県に対する要望事項の取りまとめを行う際に、今の部分も したいと思えます。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）進行します。

4 款衛生費 2 項清掃費。

赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 支援物資が相当、衣料品が相当な数になって支援されてきましたが、これから暑くなって洗濯をしなければいけないと思うんです。先日、私の知り合いが2槽式という洗濯機10台を群馬から持ってこられたんですが、どのぐらい今、方々から支援物資が入ってきたのか 今の状況を伝えてください。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 物資の関係ですけれども、今現在洗濯機等、全自動、あと2槽式、これにつきましては30台くらい入ってまして、それについては各避難所の方には



人数割で一応配付はしております。ただ、その洗濯の関係になりますけれども、今、洗濯物を干す場所も少ないし、やはり男子、女子でプライバシーの関係がありますので、今後は今オーダーしておりますけれども乾燥機をオーダーして、それを各避難所の方に設置することで今検討して、オーダーしておりますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 三十何カ所避難所が指定されていまして、今言ったように全自動は扱いにくいと、私も洗濯機のことよくわからなかった今回初めて全自動はちょっと稼働しないと。だから2槽式でないと、前のちょっと古い型だから。そうすると30台は最低なくちゃいけないと思うんだけど、それは充当できないわけだ、今の段階では。それから今、釜石に行ってコインランドリーでやってお金をかけたという人もいるが、足の悪い、車のない人はなかなかそういうことに対応できないということなんです。その辺も踏まえて。

○議長（阿部六平君） すみません、赤崎議員、物資のあれはここでは……。衛生費だけでも洗濯がどうかこうとか……。清掃費……。 （「わかりました」の声あり）

（「進行」の声あり） 8款土木費5項住宅費。 （「進行」の声あり）

進行します。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費。

後藤君。

○12番（後藤高明君） これは今、下水道の件についてお尋ねしていきたいと思うんですが、その前に3点、公共下水道マンホール、大槌大橋橋梁、あと漁業集落、これをちょっと詳しく教えてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 公共下水道マンホールポンプ場、これについては今、心臓部である浄化センターが決壊して使用不能になっておりまして、それで現在浸水区域というか、使える状態にある地域がありまして、まず桜木町については半壊等になっておりますけれども2階に住んで水を使っている状態です。そしてそこにマンホールポンプがありますので、それを一時的に応急でポンプ動かしている状態です。それからげんすい地区、あと安渡地区について応急復旧、今のような方法で皆さん使えるような状態で動かしております。

あと大槌大橋なんですけど、これは安渡地区、もともとは安渡橋を越えて幹線に入って

いた路線なんですけれども、安渡橋が決壊したということで大槌橋の方を仮配管で、安渡方面からの水を大橋を渡して堤防沿いを上流側に走ってしんちょうの幹線に投入するという康司です。

あとそれから吉里吉里地区は給排ですけれども、これについてもマンホールポンプを2カ所、やはり電気で動かすよう今、稼働させる準備をしておるところです。

それで、実際は今、固形塩素という本当に簡単な塩素消毒なんですけれども、それを使って河川等に放流している状況です。

以上です。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 心臓部というお話があったけれども、何か前の所長さんのお話ではまだ大変な状態だと。結局そこをちゃんと直さない限りは、非常に川に垂れ流している状態になっているんじゃないかなと心配するわけですが。それでそれと並行して、やはりもうこの状態で国のいろいろな方針を見ると、とてももう、須賀町、栄町だとか住宅地には将来ならないだろうと。 何千世帯が使用不可能になったとか、使用可能は大体どのくらいあるのかと。まあいいです。それで、もうそういう将来のまちづくりと並行してやっていかなきゃならないと思うんです。そういう意味からも、余りもう余計なお金は使わないようにしていった方が私は得策じゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） それで、実際今、下水道事業団、あと吉里吉里地区はと略しますけれどもそっちの方とにかく応急工事、その処理場に流れていった部分を本当に簡単な処理方法でやるということで今、被害状況調査も終わってしまして、今その応急工事をするための実施設計を組んでいるところです。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○12番（後藤高明君） 何というか、大槌の役場の考え方 彼らは彼らでやはり立場があるでしょうから、やった以上は責任を持たなきゃならないという立場があるでしょうからそれはそれにして。やはり地元はこういう悲惨な状態があるわけです。ここでまた下水道云々という話はちょっともう何か、遠い先の話であって、そのことよりも、そういう経費があったならば別な方に使っていただきたい。その辺ちょっと副町長さん、私の考え方について。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） 私も、常々これまで何十年、何百億かけてきたところの下水がだめになって将来も使えるか使えないか。そこに、ただ、今の桜木町等々生きている部分もありますから、それを垂れ流しにはできませんので固形塩素、できるものはその工事なんですけれども、やはり将来のまちづくりにおいて今まで何百億も投資したその下水、この土地が使えるか使えないかによってむだな予算をかけることも不必要になりますし、これは総合的に考えていかなければならない問題だと思っています。沢山とか被害を受けなかったところの方もまだ下水が通っていないので、やはり大槌の海をきれいにするためには必要なところはこれからも予算が必要だと思いますが、その辺を大所高所から総合的に考えて、浸水したところにまたどうなるのかこれから国のデザイン等あるいは～さんとのまちづくりの定義を入れながら、それでも公共下水が必要だという話が出てくればそのときはそのときに検討しますけれども、今は応急的な部分でございますので。今後この浸水地域のまちづくりの用途、都市計画のやり方によってはかけない部分はできるだけかけないで、これから沢山とか高台の方の部分も必要だと思いますのでそちらの方にシフトするなどの、いろいろなことで検討を進めていく必要があるかと思っております。

○議長（阿部六平君） 赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） たしか10日ぐらい前だと思うんですがJ R東日本の関係の方が来町なされた、J R山田線の復旧の見通しについて伺います。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君） J Rから直接聞いたことではございませんけれども、将来的には復興はするという事まで聞いておりますが、何年という部分は聞いておりません。

○議長（阿部六平君） 阿部祐吉君。

○17番（阿部祐吉君） 予算の中にじゃないけれども災害復旧ということで、ライフライン特に上水道について情報が流れておりますけれども、私が今住んでいる地域は津波で生き残った部分で、高台なもので。ただ水圧が低い関係で、幸いなことに給水になったけれどもシャワーは使えないとか。あと電話も42局ですか。電話もまだまだこれからです。直接町の事業じゃないんだけど、電話はね。その辺の見通しはどう伺っているのか伺います。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） N T Tの関係ですけれども、今は45と46が生きています。あと吉里吉里の44が生きています。これはアナログ対応になっていますので。ですから、今の部分でいっているのは、この開庁舎までは一生懸命頑張ってくださいました。インターネットを使えるような状況にしてこちらからの情報を発信をしていく必要があるなと思っています。42についてはやはりなかなか厳しいという情報です。過日、農協さんの方が営業を始めたというようなことで何とか早く42を復旧してほしいという要請がありましてN T Tの方に電話をしますと、やはり同時多発的な災害でありまして、一生懸命やっているということなんです、いつまでということにははっきり言えないということです。先ほど副町長が申しましたとおり、いろいろな部分で要求をしていきたいと思いますが、全体として要求をしていくということでもよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

（「上水道の方は」の声あり）水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 水道ですけれども、現在残っている不通の復旧率は大体93.3%。きょう、浪板の交流センターの方に通水したいなと思っております。それから下水道と同じで安渡橋の本管が流れましたので、大槌町橋に仮設をかけると。そうすると水圧も安定すると思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 伊藤君。

○13番（伊藤安男君） 災害復旧ということでお尋ねします。民有地のがれき撤去費用負担についてです。4月25日から平成24年の3月末までに民有地のがれき撤去を完了するというふうに言っていますけれども、この撤去作業は大槌町が指定する業者に今後委託する予定であるというふうに聞いておるわけです。この費用負担ですが、本来ならば災害復旧ですから全額国というふうになると思うんですが、町の負担分があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） その点に関しては清掃法及び災害廃棄物処理法の関係になると思います。それで、今回の激甚災害の関係で補助率が2分の1から70か90までかなと。その裏には起債がある。そういったことであとは起債の元利償還金については当年度で100%交付税算入ということで、実際は町の負担、持ち出しはないという状況です。

- 議長（阿部六平君） 赤崎君。
- 11番（赤崎幾哉君） 今、大槌町のがれきはどこへ収集しているんですか。場所。
- 議長（阿部六平君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（土橋清一君） 今、新港町、埋め立てしたところ、あっちの奥の、先の方ですが、そこに今、搬入しております。
- 議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）進行します。
- 3項文教施設災害復旧費。
- 進行します。
- 14款予備費1項予備費。
- 伊藤安男君。
- 13番（伊藤安男君） 予備費2億円という予算計上をしているんですが、予備費というのは毎年の例だと、500万が当初予算に計上されたと。これは今までの例でした。2億円ですよ。今回は。そういうことなんですが、この2億円の予備費の額、当面あらゆる事態に対応できる、この額で対応できるという、そういうところでこの予算を計上したのか、その金額はどこからきたのか。
- 議長（阿部六平君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（澤舘和彦君） そのとおりでございます。これからがれき処理とかいろいろ大きな金がかかります。そういった部分である程度耐えられるようにということで大きく補正しております。
- 議長（阿部六平君） 伊藤安男君。
- 13番（伊藤安男君） 先ほど聞いた民有地のがれき撤去も国が面倒を見るということですが、一番このがれき撤去が大きな問題になると思うんです。それは国が面倒を見るということになるわけですが。ただ、先ほど課長の答弁にありましたとおり、特別交付税の留保財源が12億ある。予備費が2億あるということ合計14億あるわけですね、はっきり言って。そういうことでお尋ねします。私は当初こんな状態になったときに、これは早急に予算の組みかえが必要であると感じたわけです。ところが、国から来る金が私が予想したより若干多いなど。また留保財源もあるなどということを感じたわけですが、そこでお聞きします。今後予算の組みかえを予定しておるのか。もちろんそうなると思うんですが、ただ、場合によっては無理して予算の組みかえをしなくてもいいという考えにもなるんですが、どちらですか。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） その国からの財源ということで留保財源というものがありますが、先ほど言いましたとおりそのがれきの処理もかかります。それからあと弔慰金等何十億という状態になります。そういったことで財政支出が伴うことになります。それからあと予算の組みかえの関係なんです、当初予算の54億9,000万というのは骨格予算であります。そういったことで、主に経常経費なんです、これは。そういったことでこれからやろうとすることは本来6月補正でその骨格予算の肉づけをする。本来であれば実施計画に基づいてやるんですが、これは そういった状況にないと。そういった部分で、今やらなきゃならないところの方にその当初の財源を振り向けていくということになりますので、予算の組みかえというより、新たな復興計画なりそういった部分に対応する予算を計上することになると思います。

○議長（阿部六平君） 伊藤安男君。

○13番（伊藤安男君） その考え方でいいと思うんですが。ただ、骨格予算といえども例えばイベント経費とかいろいろな細かい項目があったわけです。それは必要ないんですね、はっきり言って。そうすると、もし予算の組みかえをしないとすれば、これは不用額として出てくる訳ですから当然ね。不用額ばかり になる。当然そういうやり方もあるわけです。そういうことでお聞きしているわけです。当然ね。だから、骨格だから云々じゃなく、やはりやるべきことはやった方がいいんじゃないかなど。まあもちろんやらなくても、年度末の決算には不用額として出てきてなんだ、結局同じだとなるけれども、やはりその辺をきちんとしなければならないと思うんです。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 申しわけございません。ちょっと言葉が足りなかったです。当然そのやらなくてもいいものもそのまま残すということはしません。当然そういったことはちゃんと削除して、その部分については対処したいと思います。（「はい、了解」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第3号平成23年度大槌町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第6 議案第31号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第31号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それでは、議案第31号財産の取得についてご説明いたします。

今回の財産取得に関しましては、先ほど説明がありましたが、契約に関して昨年3月の臨時会で議決していただいて契約を締結してしております。ただし、今回の津波被害によりまして、受託業者であった方が連絡がとれなくなっているという状況にあります。納車期限が3月25日だったんですが、その期限内に契約を履行できないという状況になってございます。そういったことで、物品供給契約事項第1条にその契約解除という条件がありますが、その中の規定に該当するということになりますので、契約を解除することになります。

これについては、本来町内業者を通じて発注しております。ただし、製造元はその2社しかないものですから、そこの方で車両は保有しているということになります。そこで既に車両については納車できる状態にはあるということでありまして、新たにその業者と契約を締結して財産を取得するという契約でございまして。

それでは読み上げて説明いたします。

議案第31号財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めず。

- 1、財産の品名、大槌町一般廃棄物収集運搬車両。4トンパッカー車でございます。
- 2、所得の数量、2台。
- 3、契約の方法、随意契約。これについては、車両がすでにできているという状況にありますので、競争入札には付さないということでございます。
- 4、取得の金額、2,583万円。これについては、当初の契約より63万円ほど値引きしていただいております。特命随契ということもありますので、そういった形で契約して、

金額はそうなってございます。

5、契約の相手方、盛岡市東見前第5地割31番地、岩手日野自動車株式会社、代表取締役高岡潤三氏でございます。

次のページをお願いいたします。

資料ですが、簡単に表にしております。

見積り年月日、23年4月24日。指名業者については岩手日野自動車株式会社1社でございます。

最後に、参考としまして仕様書つけてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑を許します。後藤議員。

○12番（後藤高明君） 単純なお訪ねだが、ごみの運搬量は変わらないの。こんなになくなってさ。家庭から出るごみは変わらないの。これもね、ごみ収集を抜本から変えなきゃならないと思う。これは私が町民を代弁しているんだから。ちょっと議論しましょう。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） ごみの量の関係ですけれども、今いろいろ家庭内のごみとがれきに関係して家庭のさまざまなものがありまして今現在フル稼働でやっていますけれども。ごみの量につきましては、～は把握しておりませんが今現在受け入れは毎日実施して、岐阜市から応援して来てもらっていますけれども、毎日稼働して運搬はやっておりますので。後の詳細についてはちょっとまだ分かっておりませんので、これだけです。

○議長（阿部六平君） 後藤議員。

○12番（後藤高明君） 震災があって、ごみはごみでも全然話が違うと思うんだよね。これはその平常の時に計画された車両購入だったわけですよ。今回震災にあって、ごみはごみでもちょっと……。総務課長、どう思う。その辺、議論したのか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今のはこういうことでしょうか。世帯が少なくなっているの、結局ごみの量が減っているということで、ごみの金額とか契約ということではありませんか。違いますか。ちょっとそこは違いますか。車の数が少なくていいということですか。すみません。

○議長（阿部六平君） 副町長。



○町長職務代理者・副町長（東梅政明君）　　こういうことだと思います。去年、22年度中に平田が新しく稼働するのでコースを変えますよと。そうしたらそれが大被災になったのでコースもごみの量も変わるだろうと。同じ車でどうかということだと思うんですが、そこは今、清掃事業所の方で新たにコース等を検討していると聞いておりますし、この4トンのパッカー車は多ければ多いほどいいです。藤沢町さんからも寄贈していただきました、このとおりのごみですから。もうまず契約も九年度のところでやっていた部分もございますし、できるだけパッカー車を集めて新たなコースを組んで、今も各所にごみ山ほどございますから1台でも多くこういったもので速やかに、できるだけ平田の方に持っていきたいということで進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（阿部六平君）　　後藤君。

○12番（後藤高明君）　　そうすると、家庭ごみから災害ごみに変わった。だとすれば2台といわず、台数が多い方がいいというお話ですから、この際やはり可能な限り、5台でも10台でも購入して。いや本当に、笑いごとじゃないです。でも、ご存じのとおり桜木町は立派になってきましたけれども、ああいう所があちこちにあるから、そういうふうを活用していくんだということになれば2台といわず　最新鋭のパッカー車を5台も6台も購入して頑張った方がいいと思うんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君）　　副町長。

○町長職務代理者・副町長（東梅政明君）　　その辺は町民課あるいは清掃事業所等々とよく検討して、まずこのがれきも計画的には24年の3月ごろまでまとめあげてその後はなくなる、だんだん減っていくものですから、またパッカー車をふやすのも結構でございますけれども将来的な部分もあります。そういったがれき等とあわせながら、適切なごみ運搬　したいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（阿部六平君）　　（「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

　　討論を許します。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

　　これより、議案第31号財産の取得についてを採決いたします。

　　本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

　　（賛成者起立）

○議長（阿部六平君）　　起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

　　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって議会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後0時20分